

案件3(1)

マイナンバーカードによる

オンライン資格確認制度の運用開始について

マイナンバーカードによるオンライン資格確認の運用開始について

1 内容

本年3月に導入予定であった、マイナンバーカードを健康保険証として活用する「オンライン資格確認システム」について、厚生労働省がシステムの安全性やデータの正確性の確保を理由に実施時期を延期していましたが、本年10月から実施することとなったため、本院においても国の稼働時期に合わせ、システムの運用を開始するものです。

2 概要

運用開始日	令和3年10月1日
市民への周知方法	広報ひらかた10月号、当院HP・ポスター掲示（総合受付・入院受付等）

3 「オンライン資格確認」の概要

オンライン資格確認では、マイナンバーカード（健康保険証として利用できるよう登録済のもの）または健康保険証の記号番号等により、資格情報の確認ができます。

